

「内縁」の語義について

高木 侃

目次

- 一 はじめに
- 二 離縁状にみる用語としての「内縁」
 - (一) 縁組（婚姻）を意味する内縁
 - (二) 縁組を約束した関係を意味する内縁
 - (三) 情交（私通）をともなう男女関係を意味する内縁
 - (四) 内々の縁故を意味する内縁
- 三 他の文書にみる用語としての「内縁」
 - (一) 内縁手切れ状にみる内縁
 - (二) 人別送りにみる内縁
 - (三) 他の文書にみる内縁
 - 1 訴状にみる内縁
 - 2 詫状にみる内縁
 - 3 内縁解消文書にみる内縁
 - 4 身元保証などにみられる内縁
- 四 明治民法施行後の離縁状にみる「内縁」
- 五 むすびにかえて

一 はじめに

内縁とは、「当事者が婚姻する意思をもって夫婦共同生活をしているが、婚姻の届出をしていないために、法律上の婚姻ではない関係」とされる¹⁾。また内縁は「婚姻意思をとまなう共同生活が存在する点で、私通関係や妾関係と異なるし、実質上の婚姻生活に入っている点で、将来の婚姻締結を約するに止まる婚約とも異なる」というものである²⁾。ここでは、婚姻意思・同居（同棲）生活・現在進行形が基準のキーワードとなろう。

内縁の発生は、明治民法が届出婚主義を採用し、届けられた婚姻だけに法的保護を加える法律婚としたことに始まる。内縁の法的問題は明治民法以降のことになるが、用語としての内縁は古くから存在する。

そこで、内縁が用語としてどう用いられていたかを見ておきたい。国語辞典のうち、用例としてできるだけ初出を挙げるとされる『日本国語大辞典 第二版 第十卷』（小学館、二〇〇一年一〇月）では、①として「内々の縁故。内々の関係。私的な縁故関係」といい、用例として室町のものなどもあるが、徳川時代のものとして幸若・築島（室町末—近世初）の「国綱のきょうによき内縁を持ち申て候」と浄瑠璃・伽羅先代萩（1785）七の「所詮女は相手にせぬ（略）内縁をさっぱりと切って仕舞はば」、さらに人情本・春色梅児誉美（1822-33）四・二〇駒「これは私が退れ難い内縁の者の宅」が挙げられている。

②として「内輪の者だけで縁組を取りきめておくこと。また、事実上は同居して婚姻関係にあり、夫婦としての生活をしているが、まだ婚姻届を出していないために法律上の夫婦とは認められない男女の関係」といい、用例として歌舞伎・傾城黄金鱈（1782）序幕「御内縁定まる司之助殿みだらが有て済物（すむもの）か」と妻の半生涯

(1904)〈福田英子〉九・五「左(さ)もあるべき事と思ひければ、姑(しは)らく内縁を結ぶの約をなしたるなり」、また妻(1908-09)〈田山花袋〉五「勤の弟の軍人の内縁の妻で、宇津宮の士族の娘だが」を挙げている。後二者は明治民法制定の明治三一(一八九八)年からわずかしか経過していない時期の小説であることに注目しておきたい。③は「内側のへり。内側にそった部分」で、反対語として外縁を挙げているが、これは物の形状に関することで、ここでは措いておく。

用語としての内縁は、①「内々の縁故。内々の関係。私的な縁故関係」もしくは②「内輪の者だけで縁組を取りきめておくこと。また、事実上は同居して婚姻関係にあり、夫婦としての生活をしているが、まだ婚姻届を出していないために法律上の夫婦とは認められない男女の関係」のいずれかということになる。②の後半は、今日法律上のみならず一般的にもそのように理解されている。

ところで、そもそも筆者がなぜ用語としての「内縁」に興味を覚えたかという点、離縁状に内縁の語が散見されたからであるが、この離縁状に見える内縁に最初に着目したのは、高島幸次であつた。^{③④}

一 隙状一札事

一此度きぬと申者、結内縁

候処実正明白也、何方へ縁

付被致共、少シも申分

無御座候、一札依て如件

午十二月廿二日

小治郎

きぬとの

滋賀県草津市内で見出した、右の隙状を引用し、これは小治郎ときぬの「内縁」関係を破棄するための三くだり半であるとした上で、つぎのように述べている。

問題は文中の「内縁を結び」の意味である。江戸時代には、主家の認可を得ないで同棲している妻を「内縁の妻」（あるいは「内分妻」「内約束の妻」といった。また、宗旨人別帳に記載されていない妻は、幕府の判例では「妾」（いわゆる「愛人」ではない）と呼ばれたが、これも「内縁の妻」であった。さらに、この三くだり半が、江戸時代ではなく、戸籍法が施行された明治五年以降のものとするれば、同法によって婚姻・離婚の戸籍登記が定められた以後であるから、「内縁」はいわゆる法律婚に対する事実婚を意味することになる。あるいは、きぬは小治郎の妻ではなく、「愛人」であった可能性も否定できない。

午年が特定できず、高島は、徳川時代の「内縁」は庶民では「妾」、戸籍法以降のそれは事実婚といい、「愛人」であったかもしれないという。

その後、筆者は成瀬高明の一連の明治初期家族法関連史料の翻刻に接し、そのなかの離縁状あるいは内縁手切れ証文に、用語としての「内縁」をかなり見出した。当時、知られた一六通の離縁状から（うち九通は成瀬の翻刻）「用語としての内縁」の項を設け、徳川時代の「内縁」は縁組（婚姻）そのものの意味から、今日の内縁以前の婚姻を予定しない私通（情交）をとまなう男女関係まで、「内縁」はきわめて多様に用いられたことに簡略ながら言及したが⁶、あらためて「内縁」の語義について論及するものである。

本稿が成るのは偏に成瀬高明氏に負うところ大であり、その多年にわたる、しかも膨大な家族法関連史料翻刻の学恩に感謝申し上げる⁷。

- (1) 比較家族史学会編『事典 家族』(弘文堂、一九九六年二月) 六四八頁。二宮周平の執筆になる。
- (2) 泉久雄『親族法』(有斐閣、一九九七年五月) 一六七頁。
- (3) 高島幸次『内縁』関係の三くだり半』(季報 みちしるべ(草津市) 市史編さん便り) 46号、一九九一年六月) 二頁。
- (4) 説明の便宜のために離縁状ほか関係文書には、史料番号としてゴシックで数字を付した。
- (5) 成瀬高明は京都市立大学法学部日本法制史研究所蔵の旧京都帝国大学法学部日本法制史々々料を「近世・明治初期家族法関連史料(一)〜(十)」として「旧京都帝国大学法学部日本法制史々々料」として「椋山学園大学研究論集『社会科学篇』」に第二十四号から三十三号(一九九八年三月から二〇〇二年三月まで) 連載し、さらに改訂版と補遺編(一〜五)(二〇〇〇年三月〜二〇〇四年三月)を引き続き翻刻された。本稿での引用は成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(□)」と略した。
- (6) 拙著『泣いて笑って三くだり半』女と男の縁切り作法』(教育出版、二〇〇一年四月) 二六・二七頁。
- (7) 史料の引用方法は、拙著『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、一九九〇年二月) 凡例によった。

二 離縁状にみる用語としての「内縁」

ここでは離縁状にみられる「内縁」の意味を考える。まず、筆者が収集した「内縁」を含む二二通の離縁状のうち、最も古い文化一二(一八〇一五)年の離縁状を掲げるが、出拠は京都である。⁸⁾

二 一札之事

一 其許殿、是迄内縁有之候
 得共、山田屋喜兵衛殿御挨拶
 を以、致離縁候上は、何方え
 被致縁付候ても、一切差構

無之候、為念一札仍如件

文化十二乙亥年六月十日

大坂屋 源兵衛^印

おこん殿

平野屋

元次郎殿

右の離縁状には後半に通常の「再婚許可文言」がみられ、離縁状そのものと言いうる。したがって、「内縁有之」の「内縁」は縁組（婚姻）を意味していると思われる。以下、意味するところに別って述べる。

(一) 縁組（婚姻）を意味する内縁

文政二（一八一九）年二月の暇状を引用する。⁹⁾

三 暇状之事

一 此うた我等女房ニ申請有候処、

先達て暇遣候後、又々内縁有之、

此度改暇遣候処実正也、然ル上は此後

何方へ縁付仕候共、其時一言之

申分無御座候、一札如件

文政貳年

卯二月 明石屋 作兵衛（花押）

おうたとのへ

これには関連文書が二通あり、それによれば明石屋作兵衛の住居は大坂釣鐘上之町（現・大阪中央区）で、かれが妻うたに差し出した右の「暇状」には、「先達」すなわち、前に一度離縁した後に「又々内縁」し、今回あらためて暇を遣わしたとしたためられている。先達での暇とは前年の文化一五年四月のことで、そのときに梶木町（現・大阪中央区）尊光寺から本庄村（現・大阪北区）敷（教、高本）恩寺あてに出された寺請状（宗旨送一札）と、同時に大坂釣鐘上之町から「うた」の実家、摂津国西成郡北中嶋浜村（現・大阪市淀川区）役人にあてられて人別送りもなされている。ここで、「又々」の内縁ということは、初めの内縁と性質は同じということになる。初めの離縁に寺・町双方の送りがあるので、初めの内縁は手続きをふんだ結婚であり、二度目の内縁もまた結婚であったということになり、ここでの「内縁」はまさに正式な縁組（婚姻）を意味する¹⁰。

「内縁」の語を含む二通の離縁状のうち、そのほとんどは内縁が正式な縁組（婚姻）を意味するが、ここではつぎのものを除き、未刊のものを紹介するに止めた。^{11,12}

四 暇状之事

一 因縁迎其元と内縁結候所、何分

不縁候故、此度暇遣し候間、然ル上は

何方へ縁付被致候共、当方構無之候、

為後日暇状、如件

天保四年

巳五月 善治郎

おこふとの

これには関連文書があり、左に引用する。原文は七行半で、和泉国大鳥郡高石南村（現・大阪府高石市）の離婚事例である。

一 証

一私シ忤善治郎義、其御元姉君おこふとの因縁連、内縁取組候処、然ルニ及懐胎、就夫出産雑用助成金として金子式両斗り、当春差送り候処、以テ之外安産故、前金之内過銀御座候間、此度徳三郎殿ヲ以、銀札式拾八匁返銀被下、忝慥ニ受納仕候、依て請取書、如件

天保四年

高石南村

巳五月

平治郎印

同村

孫右衛門殿

善治郎は「因縁連（とて）」おこふと「内縁」を結んだが、不縁にて、この度離縁することになり、誰と再婚してもかまわないと暇状を差し出した。ところが、この時おこふは懐胎しており、男性方から「出産雑用助成金」として金子式両ほど送った。しかし、以ての外の「安産」だったので、懸った費用の残金を返してきた。この時の受領書が右の文書で、暇状と受領書が同じ日付である。おそらく「出産雑用助成金」はおこふへの離縁慰謝料の意だったのではあるまいか。しかしおこふ側ではなおも復縁できるものと残金の返金に及んだものと筆者は考える。ここの「内縁」は縁組（婚姻）を意味しよう。

つぎのものは近江国（現・近江八幡市）の文書である。⁽¹³⁾

五 暇状之事

一其方義是迄内縁有之候所、此度
勝手二付、暇遣し候所実正也、然ル上は
向後何方へ縁付被致候共、一言之申分無之候、
依て暇状如件

天保十三寅年

三月

鉄 蔵

おとめどの

これも「内縁」は縁組の意であるが、右にはもう一つ離縁状としての特徴がある。それは夫婦の名前を同列に書いていることである。これは夫婦の名前の間を、ハサミ・カミソリで切ったり、その間を手で破つたりすることで、縁切りの呪術的儀礼としたのである。⁽¹⁴⁾あるいは夫婦同列に書いて真ん中に墨で棒線を引いたもの、また右のものは夫婦の名前の間が四・五センチほどあいているので、その間に手刀を入れ、呪術的な縁切り儀礼にかえたものと想像される。この慣行は美濃・近江・丹後国⁽¹⁵⁾にみられる地域的特徴でもある。

つぎに紹介するのも「内縁」は縁組の意である（筆者所蔵）。同時に購入した文書が伊勢国のものであったから、これも関西の文書と考えられる。

六 離縁状之事

一幾事内縁取結、是迄連添来候処、

此度勝手ニ付、女子せい儀は我等引請、

致離縁候処実正也、然ル上ハ貴殿身ニ付、聊

差構無之候、為後日離縁状依て如件

文久三亥年

十月

泰

蔵印

いく殿

妻いくと「内縁取結、是迄運添来」たりとあり、しかも夫婦の間に女子が出生している。ここでの「内縁」はあの程度の年数を経た縁組（婚姻）を意味する。出生女子は夫方で引取ることと離縁になった。このほか二通「内縁」が縁組の意であるものが見出されているが、引用は煩瑣にわたるので、注に掲げた¹⁶⁾。

(二) 縁組を約束した関係を意味する内縁

将来の縁組を約束したにもかかわらず、それを解消する場合があります、このいわゆる婚約を意味する「内縁」と断定するものは離縁状の中には見出すことはできなかつた。しかし、後述するように、内縁手切れ状や内縁解消文書のなかには、多くは情交関係をともない、かつ将来の婚姻を約束したものであるものと思われるが、かなり見られる。

(三) 情交（私通）をともなう男女関係を意味する内縁

嘉永五（一八五二）年六月九日、清水屋文蔵からつるにあてた一札がある。出扱は不明であるが、関西のものと思われる¹⁷⁾。

七 一 札

一其元殿と内縁在之候などと、世間ニて惣風之(悪カ)取沙汰致候得共、於我等ニ右様之覚一切無之候、向後何国何方え縁付被成候共、毛頭差構無御座候、為後証暇状代り之一札、依如件

嘉永五子年六月九日

清水屋 文 蔵印

おつる殿

これによれば「内縁在之候などと、世間ニて惣風之取沙汰」とあるが、この「惣風」は「悪風」の書き誤りではないかと筆者は考える。すると、この「世間ニて悪風之取沙汰」は、世間に二人の關係が悪い噂として取りざたされたということであるが、文蔵は「右様之覚一切無之候」と否定した。その上で、どこのだれと結婚してもかまわない旨を記し、最後に、この一札は「暇状代り之一札」であるとしたためている。

ところで、町内に二人の關係が悪い風聞として取り沙汰された内縁關係とはどのようなものであったのか。この一札は暇状ではなく、その代りだということは二人の關係は少なくとも婚姻ではない。同棲をともなった關係であれば、世間公知の事実でとても「覚一切無之候」と否定できるものではない。とすれば、ここでの内縁關係は結婚や同棲をともなう「今日」の内縁以前の、俗な言い方をすれば「あの二人はできている」關係、つまり情交（私通）をともなう男女關係を意味する。実際に情交關係があったか否かは別として、そのような意味で噂されたのである。

(四) 内々の縁故を意味する内縁

これまで紹介した離縁状は地域不明のものが一通あったが、つぎのものは甲斐国都留郡与繩村（現・山梨県都留市）の離別状で、唯一東日本から見出したものである。¹⁸⁾

八 差出申離別状之事

私妻きた儀、元より内縁も有之、其元方へ
一向御無心申入貫請、五ヶ年之間相続
罷有候所、今般無故離別いたし候二付、右
餞として我等所持之地所字名矢咲河原
にて桑畑三升蒔差遣し、今般離別
いたし候所相違無御座候、然上何方え縁付候
とも我等方にて差構無御座候、依之親類加印
を以離別状相渡申所、如件

与繩村

天保十五辰三月

夫 林 助^印

同所加印

只右衛門^印

同所きた

親分仲人

忠兵衛殿

夫林助は妻きたと「元より内縁」もあって、きた方へ「一向御無心申入」て、懇願して妻に貰い請けた。その後、五年間「相続」、つまり婚姻生活を過ごしたとある。ここでは「内縁」が先にあつて、「無心」して妻にして、婚姻生活を営んだわけで、文意から妻に迎える前には同棲していない。とすれば、元よりは元々親類筋か何か「内々の縁故」があつたことを意味する。

こうみると、関西で離縁状にみる「内縁」は、多くの場合、縁組(婚姻)そのものを意味するものが、情交(私通)をとまなう男女関係を意味するものまで、きわめて多義的に用いられたことがわかる。

- (8) 成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(六)」三九頁。
 - (9) 成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(二)」関連文書とも八九頁。
 - (10) ただ、この前年の寺・町送りには女房の名として「松」とある。「うた」が先の結婚時には松と称したか、あるいは松の前に結婚していたか確定できないが、筆者はおそらく前者だと思考している。
 - (11) この「内縁」が縁組(婚姻)を意味するものうち、すでに紹介されたものは、紙幅の関係で一覧にして左に掲げ、掲載文献は番号順に表の後に付した。なお、史料番号とは文書にゴシックで付した番号である。
- 「内縁」が縁組を意味する離縁状既出一覧

	和暦・年月日	事書	内縁記述	差出人―名宛人	地域	特記事項	史料番号
1	天保六年一二月	暇状一札之事	内縁致し	弥七―幸	京坂		九
2	天保一一年九月	離縁一札之事	是迄内縁有之候	加賀屋新兵衛―すへ	大坂	懐胎につき添書	〇
3	天保一三年八月	暇状之事	是迄……内縁在之	東吉―はる	関西		一
4	嘉永六年八月	隙状之事	内縁之取結候	政二郎―よそ	関西		二
5	明治五年三月	暇状之事	内縁組合いたし候	弥吉―ひさ	関西	夫婦名同列	三

6	明治一四年一〇月二六日 証	内縁ヲ結じ置候	薄井藤右衛門―伊藤とせ	不明	
7	辰二月一九日 暇状之事	内縁取結びたし候	美濃屋吉右衛門―みよ	関西	一四
8	九月日 暇状之事	是迄内縁有之候	条之助―勝	関西	一五
9	一二月八日 隙状之事	我等内縁結	兵吉―きみ	関西	一六
					夫婦名同列・棒線 一七

掲載文献は、以下の通り。1は拙稿「徳川時代後期家族法関係史料(十四)―東京大学法学部法制史資料室所蔵未刊離縁状並びに関連文書」(『専修法学論集』第一二二号、二〇一四年七月) 八〇頁、2・5・7は成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(一)―八七・九二・八七頁、3は成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(四)―二頁、4は前注(6)拙著『泣いて笑って三くだり半』二四頁、6は縁切寺満徳寺資料館第二九回「明治の三くだり半Ⅱ―離縁状はいつまで用いられたか」(二〇一五年一〇月)パンフレット、8は成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(十)―一八頁、9は拙著『増補 三くだり半―江戸の離婚と女性たち』」(平凡社、一九九九年七月)二九六頁。

- (12) 成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(七)―二〇頁。
- (13) 江南洋氏所蔵。一九八五年七月、氏に写しを、ご恵与いただいた。データとして活用させていただいたもの、今日まで活字として引用が遅れたことをお詫びするとともに感謝の意を表したい。
- (14) その実例としては、前注(11)拙著『増補 三くだり半』二九四頁以下、前注(6)同『泣いて笑って三くだり半』一一七頁以下、同『三くだり半と縁切寺―江戸の離婚を読みなおす』(吉川弘文館、二〇一四年二月、五三頁以下)を参照されたい。
- (15) なお、拙稿「三行半研究余滴⑨ 妾の三くだり半」(『評論』日本経済評論社、二〇一四年一月、二三頁)で、一ヶ所を丹波国としたのは、丹後国の誤りであり、ここに訂正しておく。
- (16) 上段のものは、大阪市史編集室架蔵文書で、浅井潤子氏のご教示による。下段は吉海直人氏所蔵文書で、ともに写しを、ご恵与いただいた。明治も三〇年のこととて二〇行のタテ罫紙が使用されている。両氏に感謝の意を表する。

一八 暇状之事

一 其許殿とは迄内縁取組有之候処、此度 其許願ニ依て暇差遣し申候処実正也、然ル上ハ以後何方え縁附被致候共、一切差構

一九

妻離縁之証

一 其許儀、内縁之事件ニ付、今般致離別候ニ付てハ、向後 他へ再縁之儀可為勝手、依テ

無之候、為後日之暇状依て如件

離縁証書如件

慶応三年 神崎屋

明治三十年

卯ノ三月 徳 七

二月二十六日

鯉屋

谷 出 鉄次良[㊦]

受人 弥三郎[㊥]

林 す 糸殿

おせんの

(17) 成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(二)」一九一頁。

(18) 隈崎渡「近世未婚姻・養子縁組文書考」〔法学新報〕第五六卷第九号、一九四九年九月 七一頁。

三 他の文書にみる用語としての「内縁」

ここでは離縁状以外の文書にあらわれた用語としての「内縁」をみてみよう。

(一) 内縁手切れ状にみる内縁

まず事書(表題)に「内縁手切れ状」と明記されたものを掲げる。¹⁹⁾ 下徳山村は美作国大庭郡の村(現・岡山県高梁市)である。

二〇 内縁手切れ状之事

其方義、内々夫婦之約束致居候処、^(カ)義心ヲ
忘、外方え縁付参候ニ付、心外不得止事
大庄屋所え御願申上候処、御指図ヲ以、上徳山村

周蔵殿外老人御立入御取障被成、和合内済
 致候上は、右体不実意のもの二少も執心
 無之候間、以来勝手次第第二縁付被致候、為其
 手切レ状相渡所依如件

下徳山村

文政六未年三月

元 兵 衛

同村

しゅんとの

男女二人は文中に「内々夫婦之約束致居候」とあるように、将来結婚の約束をしたのである。にもかかわらず、相手しゅんは外の者に縁付いてしまった。元兵衛には心外至極のことで、大庄屋へ歎願したところ、在所の有力者上徳山村周蔵²⁰ほか一人が立ち入り、内済することになった。その上で元兵衛はこのような不実意の者には少しも「執心」ない旨を記し、手切れ状としたのである。ここでの内縁は、文字通り、「将来の夫婦約束」を意味する。

つぎのものは「内縁手切れ一札²¹」として成瀬が紹介したものである。「内縁」にかかわる文書の前半部分を引用する。出扱は特定できないが、銀遣いから関西と考えられる。

二一 差入申一札之事

一 近江やもよ娘よねと申者、其元殿弟弁治郎殿とは是迄内縁結居申候所、昨冬以来御引合ニ及、惣方得心之上、昨丑年十一月ニ、銀子五百目御恵被下、縁切ニ相成候所、当春以来より紛敷儀出来、何共申訳無之候、夫故我等縁家ニ付、右よね当呉^{マユ}以来より我等方へ引取、段々御引合ニ及、此度惣方得心之上、暇状請取、

縁切ニ相成候所、承知仕候、尤雜費として金子六両御惠被下、千万忝慥ニ請取申候、…(下略)：

嘉永七(一八五四)年四月、よね姉智で請人の玉屋万助と本人よね連名・捺印して、大坂屋八兵衛とその忝弁治郎にあてたものである。よねは弁治郎と内縁を結んでいたが、昨冬以来「引合」というが、これは「引分」の意で、関係者によつて引き離され、昨年一月には銀子五百目を貰い、「縁切」になった。ところがこの春「紛敷儀」が起こつた。おそらくよねが復縁を願つたものであらう。そこで姉智が縁家(親類)であるところから、二人と両家の間に介入し、よねを引取、再び別れることになり、暇状と雜費(慰謝料)六両を受領して離縁することになった。暇状が出されていることから、ここでの内縁は縁組(婚姻)と考えられる。したがつて、これからは途中で会つても声もかけず、また弁治郎がよね方やその親類に立ち寄つても、一切取り合わないことが約束されている。つぎのような甲斐国(現・山梨県)の内縁手切れ状²⁾がある。

二二 入おき申一さつの

の事、金十両、みきハこの
 たび(内縁)ないゑんこれあるところ
 松ぞふどの(立会)たちあい、ないゑん
 て(手切金)ききんたしかに(頂)ちやう
(戴)だへいたし候、ねんのため
 よつてくだりのことく

安せい三な、月四日

ひ さ(爪印)

すがさま

表題「入置申一札之事」の「の」が重複し、「の事」が二行目冒頭に書かれていること、書き手が女人のせいか、金額を除いて全文かな書きであることなどに特徴がみられる。松蔵の立会で、手切れになり、手切れ金一〇両を受理した旨を明記した証文である。一〇両もの手切れ金を払ったということは、当然男とひさの間には情交（私通）関係があり、同棲、あるいはひさは奉公人だったのかもしれない。男の方から関係解消を求めたに違いない。すがはひさの相手男性の母親であつたらうか。

もう一通、上野国山田郡桐生新町（現・群馬県桐生市）のものを紹介しよう。⁽²³⁾

二三

差出し申一札之事

一此ゆりと申もの、内縁有之

候処、此度梅吉殿立入、

手切にいたし候、向後難渋

申間敷候、為後日仍て如件

当人

午八月

金

蔵（爪印）

世話人

梅

吉

おゆりどの

一 金貳分也

右之通り儘ニ請取申候、以上

金造はゆりとの内縁を手切れして、金二分を受け取った。その上で、「向後難法申間敷候」ことを明記している。一般的によく用いられた文言であるが、あるいはゆり方から手切れを求め、かつ金蔵からの後難を恐れたために入れられた文言とも考えられる。ここでの内縁は未婚男女の情交関係を意味しよう。この種の未婚男女関係の解消文書を主に東毛地域（上野国東部地域）では、「執心切れ一札」²³と言った。

右の内縁手切れ状から、一通は将来の婚姻を約束した関係（情交関係をともなった）であり、他の二通は私通関係をともなった未婚の男女関係を意味したのである。先に高島は離縁状にあらわれた「内縁」は、愛人関係の可能性も否定できないが、「妾」関係であるといわれた。しかし、筆者がこれを「妾」としないのは、妾の離縁状には独特の表現がみられるからである。²⁵

まず、「妾」の離縁状の雛形では、前半の離婚文言に「馴染いたし申候」とある。慶応二（一八六六）年二月、妾の離縁状の実例では「其許と馴染合居候所、……手切ニ相成」とあり、年次は分からないが、丑正月の覚は妾・まさから主人・弥三郎への返り一札で、「久々御馴染みおり候所」、今度はまさの方から暇乞いをしたという。結局、妾の離縁とは「馴染居候」女と「手切れ」をすることである。

また石井良助は丁卯一〇月の離縁状のなかの冒頭「斧吉厄介おあきと申物」を挙げ、妻を「厄介」とはいわなかったから、おあきは斧吉の妾だったとしている。安政六（一八五九）年一〇月上野国新田郡（現・群馬県太田市）の妾・とりからの返り一札には「私事、御厄介さまにて、是迄夫々御手当忝奉存候」とある。ここでも御手当を受ける「厄介」は妾であり、このときとりは、八両の手切れ金と離縁状とを受取って離縁、つまり妾関係を解消したのである。

事書に「手切一札」とある天保一〇（一八三九）年七月の妾の返り一札がもう一通ある。これは京都上京常泉院町の紅花屋・松屋伝右衛門と、その妾で山城国綴喜郡八幡庄（現・京都府八幡市）の谷村兵庫の娘・らくとの手切れである。らくが引取人・谷村常五郎と連署・連印差し出した文書で、その前半部分を引用しよう（京都府立総合資料館所蔵 松屋文書²⁶）。

二四 手切一札

一私去ル酉年十一月其許殿え御奉公ニ罷出候処、不斗其許殿と内縁取結、其後長々厚御世話ニ預り来候処、此度手切之御応対ニ相成、彼是入組候ニ付、八幡谷村常五郎殿御取扱ニ預り、双方相對得心之上速ニ手切仕候処実正也、夫ニ付、相改手切金として、此度金子式拾五兩御恵被下忝受納仕候、…（下略）…

去る酉年一月にらくは松屋に「奉公」に出、ふと主人・伝右衛門と「内縁」を結んだという。奉公に出てしばらくして主人との内縁関係つまり情交関係が発生したものである。その後別宅の上「長々厚き御世話」になるようになった。その期間ほどの位であったろうか。奉公に上がった酉年を直前の酉年とすると手切れの天保一〇年亥年から正味わずか一年八ヶ月にしかならず、長々の世話とは、おそらくはその前の酉年つまり文政八年から一三年余の奉公となる。手切れは主人の方から申し出で、多少のゴタゴタはあったが、八幡の谷村常五郎が世話人として立入り、双方得心して手切れとなる。ついでには主人から手切金として金子二五両が差し出され、らくは以後少しも申分なく「無心」など一切しない旨約し、常五郎に引取られることとなった。

この一札に貼付された別紙には、「此度速ニ手切仕候処、此別紙手切金之外ニ、是迄住居之諸道具一式不殘私被下候所申受候」とある。らくは奉公の期間若干を差引き、ざっと一〇年余の間の妾暮らしが必要とした所帯道具一式を残らず受取った。奉公に上がって間もなく主人の手が付き、当然別宅に囲ったものであろうが、二五両の手切

金と所帯道具一式はいまさら再婚もならないらくの処女性性に対する代償として、女方から強く請求されたものと思われる。

(二) 人別送りにみる内縁

宗門(宗旨)人別送りとは個人が居町村から他の町村に婚姻・養子縁組、あるいは離縁などによって移動する場合、送籍のために町村役人および檀那寺より発行される手形・証文をいい、たんに「人別送り」といった。これは「町村から町村へ」「寺から寺へ」二重に手続きをしたが、地方(村方)文書に残存するのは圧倒的に前者が多かった。村の名主間で取り交わす人別送りの実例は、一般的につきに掲げるような内容で、辻屋村(現・長野県上水内郡信濃町)名主から大戸村(現・群馬県吾妻郡東吾妻町)名主へあてたものである。

送り一札之事

一当村百姓嘉藤次娘ふき義、御村方百姓七兵衛妻二御村方善太郎仲人ヲ以、縁組遣し候処相違無御座候、然ル
上は向後当方宗門人別相除候間、其御村方人別え御加へ可被成候、為後日送り一札依て如件

鈴木半重郎支配所

天保七申年八月日

信州水内郡辻屋村

名主 与五左衛門^印

山本大膳様御支配所

上州吾妻郡大戸宿

御名主 加部 安左衛門殿

ここでは「妻ニ……縁組遣シ」と記している。この区有文書では、ほかに「女房ニ……縁組差遣シ」、「妻ニ縁談取極差遣シ」など、大同小異であるが、右の人別送りに対して、これを受け取った村方から、村で人別に書き加えた旨を記した人別送りを返戻するのである。

人別送りのなかに「内縁」と記したものが散見される。一例を紹介する。³⁰ 文久四（一八六四）年二月のもので、事書（表題）「送り一札之事」とあり、上州邑楽郡川俣村（現・群馬県館林市）名主から同州勢多郡天川原村（現・前橋市）名主にあてたもので、ここでは本文のみ引用する。

二五 一当村百姓三左衛門孫はん儀、当子ノ十八才ニ罷成候所、其御村方百姓勇次郎方へ内縁申合、昨亥春中差遣候二付、当村方人別帳相除キ候間、已来其御村方人別帳へ御書加え可成候、尤右之者宗旨之儀は代々当村新義真言宗真如院旦那紛無御座候、依之送り一札差出申所如件

前年春に「内縁申合」せて、すでに差し遣わしたところ、このときは人別改めが既に終った時期であったためか、人別送りはなされず、翌年三月頃なされる人別改めに間に合わすため、急遽二月に送りがなされたものと思われる。あるいはこの間の経過をみて、夫婦および家族生活が円満にゆくことを確認した上で、送りがなされたのかもしれない。いずれにしてもここでの「内縁」は縁組（婚姻）することを意味している。

もう一例紹介する。³¹ 事書「宗門村送り一札之事」とあり、万延二（一八六一）年二月、遠州豊田郡中野町村名主から同州鹿玉郡宮口村庄屋中にあてたもので（ともに現・静岡県浜松市）、ここでも本文のみ引用する。

二六 一当村組頭弥兵衛娘しげ儀、当西式拾四歳ニ罷成候処、今度其御村多平次妻ニ内縁申合、差遣度願出候二付、任其意御同様御願濟之上、当村宗旨人別帳面相除可申間、其御村宗旨人別帳面え御書載可成候、為後日送り一札仍如件

ここでも「妻ニ内縁申合」とあり、明らかに婚姻するための人別送りである。こうみると、人別送りにみられる「内縁」はすべて「縁組（婚姻）」を意味するものといえる。

人の移動に関するものとしては、人別送りとは異なるものの、やや類似した内容に関所手形がある。上州と信州を往き来する街道の一つに大笹街道（仁礼街道とも）がある。これは沼田―吾妻―上田、高崎―仁礼―善光寺を結ぶ街道大笹村に人馬取締りを目的として設立されたのが、大笹関所であった。その通行のための関所手形である。信州高井郡亀倉村（現・長野県須坂市）の娘が上州吾妻郡干俣村（現・群馬県吾妻郡嬭恋村）に嫁入りするためのものである。全文引用する。

二七 一札之事

一 女壱人

右は御代官恩田新八郎御支配所信州高井郡亀倉村百姓佐左衛門娘、当村百姓市右衛門娘ニ内縁相極、今般引取申候、依之御関所無相違被遊御通可被下候、為後証一札仍て如件

干俣村

文化五辰四月廿一日

名主 安左衛門^印

大笹

御 関 所

御 番 人 中 様

市右衛門「娘ニ内縁相極」とあるので、市右衛門の忝の嫁として迎えるわけで、ここでの内縁は当然のこと婚姻を意味している。

(三) その他の文書にみえる内縁

「内縁」の用語は、そのつもりで注意深く見ていくと、さまざまな文書に散見される。

1 訴状にみる内縁

訴状をみよう。信州埴科郡金井村（現・長野県埴科郡坂城町）のもので、全文を引用する（筆者所蔵）。願人・百姓七左衛門が組合・親類連署の上、文久二（一八六二）年三月中之条代官所に訴えたものである。

二八 乍恐以書付奉歎願候

当 御支配所信州埴科郡金井村百姓願人七左衛門奉申上候義は、去ル秋八月中村内藤右衛門娘やつ私妻
 二貫請、内縁いたし引越候処、何者之所行ニ候哉、去ル十月中同書同文之火札捨書再三ニ及、家業相続
 相成兼、必至と困窮仕、無余義不顧恐歎訴奉願上候、此義村内愚癡・文盲・妬嬌之所行ニ相違無御座候、
 何卒格別之御慈悲ヲ以村中不殘御召出之上、忝人別御吟味被成下置候ハ、事實相決り御威光と難有仕
 合奉存候、実ニ以不容易義御上様之御手数ニ相成候事奉恐入候、猶御尋之義は乍恐口上ヲ以可奉申上候、
 以上

埴科郡金井村

文久二戊午

願人百姓 七左衛門

三月

組合 茂兵衛

親類 吉郎右衛門

安藤傳藏様

中之条御役所

これによれば、昨春秋八月願人は藤右衛門娘やつを「妻ニ貫請、内縁いたし引越」したという。ところが、何者の仕業か、十月になると再三に及んだ「同書同文之火札捨書」が出され、七左衛門は家業を続けてゆくことができなくなり、困窮してしまふ。そこで村中を残らず召出して一人ずつ吟味くだされば、事実が判明するものと、歎願したものである。この訴状では「藤右衛門娘やつ私妻ニ貫請、内縁いたし引越候」ことが注目される。ここでは「妻に貫い請ける」、つまり婚姻することが、「内縁」の意味なのである。

2 詫状にみる内縁

慶応三（一八六七）年正月信州筑摩郡金井村（現・長野県塩尻市）の詫状にも「内縁」がみられる。前半部分を引用する（筆者所蔵）。

二九 差出申御詫一札之事

当村源左衛門娘こよ、旧冬十二月下鳥羽村え内縁仕候処、同村御役場へ何れ者哉、徒悪書差送り候二付、右こよ離別之場合ニ至り、其段源左衛門より御役場へ御届ケニ相成、依之私忤謙蔵え御不審相掛り蒙御察当候得共、密通は勿論徒悪書杯差送り候義、更ニ無御座候得共、此段深ク蒙御礼候てハ一言之申披難出来奉恐入義ニ御座候：（下略）：

後半は、謙蔵の親保造はじめ、組合・親類一同がひたすら村役人にすがり、謙蔵本人を厳しく改心させるので、詮議はこれまでにして放免してほしいと歎願するもので、同時に謙蔵の心得違いを詫び、下鳥羽村役場、源左衛門方へのよろしき執り成しと穏便な取り計らいを願っている。その上で、詫書末尾には金井村名主がこの詫書を差し出すことに相違なきことを奥書している。

これによれば、源左衛門娘こよは下鳥羽村に「内縁」したところ、だれかはわからないが、「徒悪書」が村役場

に送られてきた結果、こよは離縁になる。この徒悪書の差出人として、疑念を持たれた謙蔵は当初、密通は勿論、徒悪書を送ったことはないかと否定していたが、かえって「こよ密通の事実」と徒悪書を送ったことを暗示している。この「内縁」は開始から一か月で離縁になったが、縁組（婚姻）を意味するものといえる。

つぎのものも明治九（一八七六）年、内縁関係の男女双方から正副戸長にあてた一種の詫状である（筆者所蔵）。文書のなかに「不敬の内縁」とも「勝手の内縁」ともみえる。金田村は全国に四〇か所以上あり、どこなのか特定できず、表題もない。上・下二段に別けて引用する。

一〇 一私シ義、父母ニ対し不敬之内縁取結 三一

此度親家相続之養子貫請度候二付、

下地ニ有之内縁ト乍申、其俣ニ致置、

我勝手而已今日迄彼是申立候義ハ、

先方ニ対シ不相濟且又正副区戸長衆迄

御心配相懸候義ハ、実以恐縮ニ差入、

以来右等之義決て仕間敷候、依之

御断書奉差上候、以上 五月廿六日 藤田彦次長男

明治九年 金田村 正副区戸長御中 藤田源次郎（筆軸印）

五月廿六日 藤野はる印 正副区戸長御中

当 正副区戸長御中

藤野はるは家相続のため婿養子を迎えなければならぬ立場にありながら、藤田源次郎と内縁関係にあった。は

るは親の意に背いた、その内縁関係を父母に対して「不敬」だと述べ、一方の源次郎もはるとの関係は事情を知った上での「勝手」なものとして認識している。ただ「下地ニ有之内縁」とある「下地」の意味が判然としない。筆者は「下地」は素地・基礎の意で「表にあらわれない」ことで、そのことをよいことに、はるが源次郎との関係を続け、しかも全うしようと、二人とも我儘勝手に周りを巻き込み、終にはいろいろ申し立て（騒ぎ立て）正副戸長衆迄心配をかけたこと、今後はこのようなことをしないと約束したものである。ここでの「内縁」は男女の情交（私通）関係にとどまらず、将来の婚姻を約束した関係だったようである。たんなる私通関係なら、周りや戸長たちを巻き込まずに引き分ければ済むはずだからである。

つぎのものも一種の詫状である。³³ 断定はできないが、南浜・三田両村は近江国浅井郡内の村（現・滋賀県長浜市）と思われる。全文引用する。

三二 一札之事

一 此度市右衛門殿娘おき七殿、私共内縁仕候処、御尊家様前々より御内縁有之候条、誠ニ以今日迄存不申、幾重ニも申上様無之、右ニ付金右衛門様御中人ニ御立被下、御尊家様首尾能御聞濟被下成難有仕合奉存候、向後急度相守右躰之儀不仕候、万一以來ケ様之儀御座候へハ、其節は如何躰之義被下成候共一切申分無御座候、為後日之一札仍て如件

天保十四年

南浜村ニテ

卯三月日

吉太郎 印

三田村

平 助様

吉太郎が「内縁」関係になったおきせは、前々から平助家（御尊家と称し、また様の字を用いているので御大家である）と「内縁」関係にあったという。しかし、吉太郎はそのことを知らなかった。平助家に恐れ入った吉太郎は中人（仲裁人）を立てて詫び、平助家に「首尾よく」納得していただいたからは、今後はこのような行為には及ばない旨誓約している。ということは吉太郎が前々からの平助方とおきせの「内縁」を尊び、自分の方の「内縁」をあきらめたことになる。つまりここでの「内縁」は将来の婚姻の約束と考えられる。吉太郎とおきせに私通関係があったか否か断定できないが、少なくとも吉太郎が縁組を希望して想いを懸けたことは確かであろう。

3 内縁解消文書にみる内縁

つぎに紹介するのは「内縁解消引取状」とでもいうべきものである。全文を引用するが、出拠は不明である（筆者所蔵）。

三三 差入申一札

一我等親るい女おふさと申者、泉屋孝助殿格別の思召以出金之上、身仕舞被成下重々難有存居候所、此度御身上二付、右ふさ我等方え引取可申様被仰付承知仕候、依之内縁儀其元殿御取計ヲ以暇被下、然ル上は何方え身片付為致候共不苦候様被仰聞、以来孝助殿え何方より御縁組可被成候共、決して彼是ト申間敷候、為後日差入一札依て如件

安政五年^(戊) 戌

勝屋

午正月

卯 助^(印)

釘屋 金兵衛殿

大和屋 正 助殿

長野屋 吉兵衛殿

泉屋孝助とおふさは「内縁」関係にあったが、この度三人の取り扱いで孝助から暇が出されて離縁となった。そのとき孝助は「格別の思召」をもって金を出し、ふさの身仕舞（支度）がなされたという。その上で暇が出たふさを親類の卯助が引き取るように仰せ付けられ承知している。ふさと孝助との「内縁」はどのような関係であったろうか。おふさは奉公に上がり、主人（ここでは倅か）の手がついて情交関係ができ、将来の婚姻を約束することになったのではないか。あるいは妾関係かと考えたが、妾なら先の「らく」のように手切れ金としかるべき道具が渡されたと思えるので、おふさと孝助は情交（私通）関係から婚姻を約束する関係にまでいたったが、孝助方の事情から暇が出たもので、おふさの身仕舞とは、これからおふさが結婚するときの嫁入り道具と考えられる。その上で、おふさはだれに片付こうとも構わず、孝助はだれと縁組しようとも決して異議を唱えないことが約束された。筆者の推測が誤っていないとすれば、おふさと孝助の関係はさほど長いものではなかったかと思われる。ここでの「内縁」はおそらく、私通関係後婚姻を約束した関係と考える。また、この文書は正確にいえば、内縁離縁を承諾した「内縁離縁返り一札（承諾書）」である。

下案であるが、同様な文書、「内縁縁切返り一札」がある。^(判)全文を引用する。光明院がどこの寺院なのか特定できないが、表題に「縁切」とみえるので、下野国のものと推測される。

三 四 入置申縁切一札之事

一 私事貴寺様え内縁仕候処、此節世間評半悪敷、無拠儀破縁仕、且亦以世話人ヲ御願申上、不縁金トして金壹両式分也、慥ニ頂戴仕、就ては以来何様之儀有之候共、決して無心ケ間敷儀申上間敷候、若シ右様之儀申入候節証文引受、貴寺様え聊御迷惑相懸ケ中間敷候、為後日依之一札申入候処、如件

安政五年何月

当人 たれ

光明院様

証人 同

ここでは、僧侶と内縁を結んだが、世間の評判が悪く、やむなく破縁することになったが、世話人を頼んで、不縁（離縁）金一両二分を受け取り、以後無心がましきことはしない旨誓約したものである。内縁の女性が本妻のほかの「妾」とすれば、僧侶が妾を囲うことはそれ自体がもともと評判はよくないはずで、ここでわざわざ「世間評判悪敷」とは言わないであろう。とすると、独身の僧侶と同棲し、将来婚姻を予定した男女関係といえようか。

文政一一（一八二八）年六月の「内縁の髻手切金受理証文」（三五³⁵）がある。内縁の髻が離縁し、手切金一両二分受理し、妻方には難儀をかけない旨を約した証文であり、ここでの「内縁」は縁組そのものを意味する。

また明治六（一八七三）年五月、滋賀県草津市から見出された「内縁隙合意書」がある。³⁶これを紹介した高島幸次は、「この内縁関係は、未登録の妻ではなく、いわゆる『愛人』と考え」ており、「二人は同居でなく、定次郎がみつを借家に『囲っていた』と思われる文面」という。たしかに定次郎は山本喜兵衛殿倅とあり、定次郎本人は独身と考えられ、したがってみつは妾ではなく、高島の言うように、たんなる私通関係より情愛の深い「愛人」といえそうである。

4 身元保証書などにみられる内縁

商人間における信用保証とみられる、いわゆる限度額のある「根保証」的文書がある。³⁷

三六 入置申一札之事

一常州銚田西宮喜四郎儀ハ我等内縁之者ニテ、其御店御同様之商売仕候ニ付、御取引被下度江戸仕入罷登

候節、若持參之金子不足之御は、金五拾両迄当座御貸被遣候様御頼申入候所、難被成儀ながら当座之儀故、無扨御承知被下忝仕合奉存候、然上ハ御取引中万々一人違^{（異）}変等御座候て、金銭相滞候儀も御座候ハ、右金高迄ハ我等早速弁済仕、少シも御世話御苦勞掛申間鋪候、為其一札仍如件

日本橋通壱町目

文化四卯年九月

伊勢屋 又 兵衛 圃

島屋 半兵衛 殿

常州鉾田西宮の喜四郎は日本橋通壱町目の伊勢屋又兵衛の「内縁」の者という。商売のために江戸へ登り、島屋半兵衛方と取引をするという。ついでには取引上で金銭不足の時は五〇両まで用立ててほしいと述べ、それは伊勢屋が保証するというものである。ここでの「内縁」は親類にあたるなど親族関係であれ、暖簾分けもしくは分家したような非親族関係であれ、「内々の縁故」という意味であろう。

名主にあてて村法順守の誓約証文がある。美濃国池田郡脛永村（現・岐阜県揖斐郡揖斐川町）文書^⑧である。短いものなので全文引用する（□は筆者判読不能文字である）。

三七

差出申一札之事

私女房しつ儀、南尾井村治助方より縁付来候処、右治助妹りつ、今般仲太郎殿方え貫請被成候二付、内縁と相成□□、今度之縁類何事にも引格二は不仕、幸不幸并村法之儀先前仕来之通、相互ニ堅ク相守可申候、為後年一札差出候処、仍て如件

野村□人

安政四丁巳年五月

勘 助^⑨

御名主 箴 四郎殿

同敷 繁 三郎殿

勘助の女房は治助方より縁付いてきたが、今度また治助の妹が仲太郎へ嫁いできた。そこで勘助は仲太郎と内縁になった。しかし、縁類（親類）になったとはいえ、「引格には仕らず」つまり「依怙鼻肩はしない」で村法等は順守することを名主あてに誓約した。ここでは「内縁」となることは「縁類」になること、すなわち親類になることである。したがって、この「内縁」は姻族的親族関係を形成することを意味するのである。

- (19) 岡山大学附属図書館所蔵 徳山家文書。
 (20) 前注〔1〕拙著「増補 三くだり半」三三三頁以下参照。
 (21) 成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(四)」五・六頁。なお、表題は旧京都帝国大学法学部日本法制史研究室でつけたものである。
 (22) 山梨県立博物館所蔵甲州文庫。
 (23) 群馬県立文書館取蔵県史資料 森寿作家(桐生市本町)文書、資料請求番号H2-1-1近世、8/81。
 (24) 前注〔1〕拙著「増補 三くだり半」十八 執心切れ一札」四三三頁以下参照。
 (25) 以下の妾に関する部分は、前注〔1〕拙著「増補 三くだり半」十六 妾の離縁状」三八四～三九九頁参照。
 (26) 拙稿「離縁状返り一札考」(関東短期大学紀要)第三〇集、一九八六年三月)三三三頁、史料七。
 (27) 前注〔1〕拙著「増補 三くだり半」三九〇頁で、傍線箇所を「内縁関係つまり妾関係」が発生したと述べたが、本稿の通り、情交(私通)関係がしばらく続き、妾関係に移行したもので、ここでの内縁は妾関係ではなく、「情交(私通)をとまなう男女関係」を意味するものと改める。
 (28) 浅井潤子「宗門・人別加除証文」(古文書学会編『概説 古文書学 近世編』、吉川弘文館、一九八九年六月)二〇六頁以下参照。

- (29) 群馬県立文書館所蔵県史資料 大戸区有文書（吾妻郡吾妻町）資料請求番号 PF0306、文書番号 59/679-224。
- (30) 群馬県立文書館所蔵 前橋市文京町二丁目自治会文書、資料請求番号 P08307、文書番号 36。
- (31) 埼玉県立文書館収蔵 長谷川（宏）氏収集文書、資料番号 一三二一。
- (32) 群馬県立文書館所蔵県史資料 干川英吉氏所蔵文書（吾妻郡嬭恋村干侯）資料請求番号 H64-2-2、文書番号 1/26。
- (33) 九州大学法学部法制史資料室所蔵文書、資料番号 KJ19 N 15。
- (34) 東京大学経済学図書館・経済学部資料室所蔵 土屋家旧蔵文書、資料番号 79-61。
- (35) 前注〔1〕拙稿「徳川時代後期家族法関係史料（十四）」八四頁。
- (36) 前注〔3〕高島幸次「『内縁』関係の三くだり半」三頁。なかなか閲覧するのに困難な文献故全文を引用する。高島は読み下し文にしたが、写真が掲載されているので、それにしたがって原文通り翻刻した（原文一二行半）。

三八 隙状合書之事

一 矢倉村新町松屋伝兵衛殿借宅申居伏水屋みつ申人と、山本喜兵衛殿倅定次郎と内縁致し居、定次郎より隙を仕し候、時之^{（申入）}中人ハ西川清助妻すまと申人、らち^{（時明）}あけ申時ニ金式両式^{（分）}歩定次郎より請取候て、みつニ渡し、隙状ともらちあけ候、此上^{（届）}いかと申まいり候ても一世あいてニ成事ハ一才無之候、万一無身かましき事申、すまよりあいてニ成候間、鳥^{（鳥）}渡書印^{（印）}おき候、

明治六西五月八日夜七時 片付申候

- (37) 埼玉県立文書館収蔵 戸谷家文書、資料番号二九七八。
- (38) 岐阜大学附属博物館所蔵 脛永村文書、資料番号ぬ七五。

四 明治民法施行後の離縁状にみる「内縁」

明治民法の制定・施行により、婚姻は戸籍吏に届出、これが受理されることでその効力を生ずることとなった。

届出婚（法律婚）主義の採用である。これを境にいわゆる「内縁」問題が発生することになったが、本稿ではそれ

を論及するものではない。民法施行後に授受された離縁状にみえる「内縁」の用語としての意味を検討しようというものである。明治三十三年と三十六年、さらに下って大正一四年の離縁状にみえる「内縁」を考える。

民法施行後の間もない明治三三（一九〇〇）年、京都市の離縁状がある。山口トラに関する文書は四通あり、すべて筆者所蔵である。

三九 離縁状之証

一 先年来其之許ト拙者ト内縁有之

候処、今回都合ニ依リ双方相談之上

離縁致候処実正ナリ、然ル上ハ今後

他ト縁組被成候共、拙者ニ於テ少も

故障無之候、

為為（ママ）後日離縁証依テ如件

上京区上長者町猪熊東入丁

明治三十三年 山田久吉^印

七月四日

下京区三条通烏丸東入丁

佐野清嘉代^印

山口トラ殿

山田久吉と山口トラは「内縁」関係だったものを今回、都合によって双方相談の上、離縁したという。二人の結婚

はいつからだったのか、前年一二月の家借用の契約書が参考になる。

契約証書

一今般御隠居被遊候ニ際シ、本家借用ノ為メ家賃トて毎壹ヶ月ニ付金五円也、毎月三十一日限り必定相納メ可申候、拙者ニ於テハ壹日壹ヶ月タリトモ決シテ滞納若クバ未納等ノ事ハ毫モ致ス間敷候、其レ共万一滞納若クバ未納等致シ候節ハ、直チニ御貴殿ヨリ如何様ニ御取計ヒ被成降候テモ、拙者ノ責任ニ有之候ニ付、一言モ申間敷候、依て契約証書如件

明治参拾貳年拾壹月 日

山口久之助^印

同 トラ

父上

山口 亀次郎殿

これによれば、離縁の前年山口久之助・トラ夫婦は、トラの父の隠居にともない、家賃一ヶ月五円で本家を借用することに成り、右の契約証書が作成された。離縁状の山田久吉と山口久之助の押捺した印鑑は同一である。ということは、山田久吉はトラに婿入りして、妻方の苗字「山口」を称し、名も「久之助」と改めたものである。それから間もない四月には、夫婦で別家するため義父・山口亀治郎から「諸道具料」五〇円を恵まれ、その「受領書」がある。このときは山田久吉名義で受領している。離縁の兆しと考えられるであろうか。

一月以前に婿入りして夫婦連名で本家借用し、翌年四月に別家し、七月四日には離縁した。一月に婿入りしたとすれば、実質八か月の結婚生活で、二人は婚姻届を提出したのであるうか。筆者はこの間、山田久吉は山口久

之助と改め、その働きぶりと夫婦仲を観察されていたもので、後述する「所謂内縁」といった状況だったと考える。その後トラは、この離縁からほぼ三年後の明治三六年四月三〇日伝吉と内縁を結ぶも、一か月余で離縁してしまう。その離縁証書を引用する。二〇行の罫紙が用いられ、二銭の収入印紙が貼付されている。

四〇 離縁証書

一 其元義、去ル明治参拾六年四月参拾日ヨ
 リ内縁有之候処、今回双方示談之上離
 縁致候事確實也、然上ハ今后何方ヨリ
 縁組有之候共、拙者ニ於テハ一切関係無之
 候事、然ル処月日ニ依テ万一拙者之胤相
 宿シ候節ハ、示談可致候事、
 為後日離縁証書依テ如件

明治参拾六年六月五日

本人 伝 吉^印

証人 小林 卯之助^印

証人 佐野 嘉代^印

山口 トラ殿

「今后何方ヨリ縁組有之候共」、一切関係ないといひ、夫・伝吉の胤を宿したとき、つまりトラの妊娠が判明したら、示談する旨書き添えている。これも婚姻を予定して同棲したものの、入籍手続きをへた婚姻に至らず離縁した

もので、これも「所謂内縁」といえよう。

つぎに掲げる離縁状は、大正二四（一九二五）年七月京都市内のものである（筆者所蔵）。

四一 離縁状

一 今回其許と内縁ニ有之候処、双方

示談ノ上離縁候間、何方へ縁組候

共、聊カ苦情申間敷、依^テて後日

為念一札如件

林 重助

大正拾四年七月七日 立会人

大西嘉一郎

本多しまとの

三行目に書き加え等がみられる。「苦情申間」は「苦情等申間敷」に、また「為後日為念」を訂正して「後日為念」としている。後者は一般的には「為後日（ごじつのため）」と読むべきところであるが、ここではあえて「後日念のため」と読むのであろう。おそらくこれを下書きにして、清書した証文が「しま」に渡されたのに違いない。ところで、本離縁状は三行半に書かれ、江戸時代の離縁状とそれほど変わったところは見られない。とはいえ、これまで最も新しい離縁状は大正六年であったから、それよりもさらに新しい離縁状といえる³⁹。ここでは一行目の「内縁ニ有之」が問題である。

この離縁状には差出人・林重助の依頼によって作成された「公正証書遺言」がある。「公正証書」と表題のある

茶色の公証人役場の封筒に入れられたものである。その公正証書正本は、「京都地方裁判所管内公証人役場」の二
 四行の橙色薄葉罫紙にしたためられており、「遺言取消証書」の遺言者と遺言内容の部分のみ引用する。⁴⁶⁾

第壹萬五千貳百拾六号

遺言取消証書

京都市下京区五条通御幸町西入本覺寺前町八百貳拾壹番地 針翁

遺言者

林 重介

安政貳年拾月生

…(中略)…

一大正拾參年拾月貳日小野公証役場ニ於テ証人松岡龍吉・大西嘉一郎ノ立会ヲ以テ本多しまニ宅地壹筆、建棟
 四棟ヲ遺贈スル旨ノ遺言ハ、自分ノ自由意思ヲ以テ全部之レヲ取消ス

前記口授ヲ筆記シ、遺言者及証人ニ読ミ聞カセタル所、一同其正確ナルコトヲ認メタル後チ、左ニ署名・捺
 印セリ…(下略)…

この公正証書によれば、林重介が本多しまに離縁状を渡した前年の大正一三年一〇月二日場所も同じ公証役場で、
 大西嘉一郎ほか一名の立会いをえて、しまに「宅地壹筆、建棟四棟」を遺贈する旨の遺言をなしたのである。しか
 し、事情があつてしまを七月七日に離婚し、三日後の同月一〇日、重介は「自分ノ自由意思」をもつて、先にしま
 に約束した土地・建物の遺贈を取り消すことにしたものである。重介は安政二(一八五五)年一〇月の生まれであ
 るから、この時すでに七一歳になっていた。また住所の下に、「針□」とあり、この一字が翁とも舞とも読めるが、
 筆者は「針翁」と読んだ。これが針にかかわる職業だとするならば、鍼灸を業とする屋号といえ、重介は盲目の鍼

灸師だったと考えられないだろうか。そうだとすれば、仲立ちする者があって、土地・建物をもらう約束でしまは重介の世話をする「妾」になったのではないか。にもかかわらず、事情（しまの不義か）があって、関係を解消することになって、離縁状の授受となった。ここでの離縁状記載の「内縁」の語は、今日一般的に夫婦の実態をもちながら婚姻届を欠く関係を称する、いわゆる「内縁」に似て非なるものの、それに近似する「妾」だったと考えられる。

(39) さらに新しい昭和一五年の離縁状も見出されている。前注(14)拙著『三くだり半と縁切寺』二四二頁。

(40) すでに拙稿「公正証書のついた離縁状」(『専修大学今村法律研究室報』第六〇号、二〇一四年三月)一七頁に離縁状・遺言書とともに写真と全文の釈文を掲げたので参照されたい。なお、この離縁状には、ほかに二つの領収書が付いている。一つは公証人の手数料の領収書で、他は料理屋「魚清」領収書で、おそらく証人二人に対する御礼の会食代金であろう。

五 むすびにかえて

本稿では徳川時代の(民法施行以前明治時代を含む)、主に離縁状を素材として「内縁」の語義を考察してきた⁽¹⁾⁽¹²⁾。離縁状と外の文書に別って、かつ内縁の意味するところにしたがって、表にするとつぎのようになる(数字は史料番号で、ゴシック漢数字は西日本、明朝漢数字は出拠地域不明、算用数字は東日本の事例を表わし、傍線は将来の婚姻を約束したものと思われる意である)。

人別送りや関所手形は婚姻・離縁などにもとづく個人の移動を証明するものであるから、これらにみられる「内縁」がすべて「縁組(婚姻)」を意味することは当然として、離縁状にみえる「内縁」もそのほとんどが縁組(婚

		縁組(婚姻)			
離縁状	一〇六、九〇一三、一四、一五〇一九		同棲	七	
内縁手切状	二一			二〇、二二・二三、二四	8
人別送り等	25〜27			三〇・三一、三三、三八	
他文書	28・29、三五	34			36、三七
					三二
					特例

姻)を意味する。史料七は「暇状代り之一札」で、悪い噂を取りざたされたものに過ぎず、しかも「暇状代り之一札」とあるので、本来離縁状の範疇に入れるべきものではなかったものといえよう。すると、関西で用いられた離縁状にみえる「内縁」は、すべて「縁組(婚姻)」を意味したことになる。

内縁手切れ状やその他の文書、訴状・詫び状・内縁解消文書等では「内縁」が婚姻そのもの、同棲(同居)生活をともなう関係、婚姻意思の有無いずれの場合もある私通(情交)関係、さらには「内々の縁故」まで多義的に用いられた。本稿ではそのことのみを実証的に明らかにしたに過ぎない。

さて、わが国では婚姻法における届出婚主義は、明治民法の成立と同時に確立されたといわれる。とはいえ、明治八年二月九日太政官第二〇九号達と明治一〇年六月一九日司法省第四六号達の解釈をめぐって、明治民法施行までの間は、届出婚(法律婚)主義なのか、事実婚主義なのか、学説はさまざまであるが、ここではこの議論に入るつもりはない。

本稿で問題とするのは、「内縁」の語義である。前述したが、内縁の発生は明治民法が届出婚主義を採用したことに始まる。内縁の法的問題は明治民法以降のことになるが、用語としての内縁が、今日のような内縁の意味に用いられた嚆矢は、管見の限り、明治三十九年刊行の、岡村司著『民法親族編講義』⁽⁴³⁾であり、岡村は届出婚主義に消極

的で、つぎのように述べている（句読点高木）。

婚姻ノ成立ハ一二届出ニ因リテ確定スルモノトセリ、而シテ届出ヲ強制スルノ方法アルコトナク、之ヲ為スト否トハ当事者ノ任意ニ存スルカ故ニ、婚姻ト野合トヲ同視スルノ旧態ハ依然トシテ改マラス、世俗ニ所謂内縁ノ妻ト云フモノ多キヲ以テ証スヘシ

ここに「所謂内縁ノ妻」とあるのは、法的に「内縁」が今日と同様に用いられ始めたことを意味する。一方で、社会的（一般的）にも、福田英子や田山花袋の小説に同様な意味で用いられ始めてもいた。

かつて用いられた用語としての「内縁」は、今日とは違い、正式な婚姻から私通関係にいたるまでの男女関係を含む、きわめて多義に用いられた概念だった。これに続いて、多義的に用いられた「内縁」が、「所謂内縁」というように、法的にも社会的（一般的）にも、しかも明治民法施行後一〇年も経ない短時日のうちに、「所謂内縁」と言われるような意味に収斂された過程について説明することも必要であるが、のちの課題である。⁽⁴⁾

(41) 石井良助は「事實上、婚姻していても、戸籍上『妻』と記載してないような場合には、これを『妾』と呼んだのである。この場合の妾というのは内縁の妻の意味である」と述べているが、『日本婚姻法史』創文社、一九七七年三月、二九二頁）、右に述べたように筆者の考えとは異なる。

(42) 明治時代の離縁状慣行については、特筆さるべき論稿として、沼正也「法学における仮説と検証―明治初年における離縁状慣行を素材としつつ―」（『法社会学』第一号、一九六一年五月、九〇～一二八頁）がある。また前注(11)拙著『増補 三くだり半』(17) 明治時代の離縁状」参照。

(43) 沼正也によれば、刊行年の記載なき本書は明治三九年と考証された（『財産法の原理と家族法の原理（改訂版）』三和書房、一九六三年一月）二三八頁注(9)。

(44) また高島のいう、武家社会における「内縁の妻」は、前注(41)石井『日本婚姻法史』三三五頁を参照したものと思われるが、

なお実証的な考察ものちの課題である。

〔追記〕

筆者所蔵離縁状のなかに「内縁」を含むもの三通、迂闊にも失念していたことに本稿脱稿後に気が付いた。

一は弘化二年一二月信濃国小県郡の離縁状である（拙稿「徳川時代後期家族法関係史料（八）」―石井良助文庫所蔵離縁状・離婚関係ならびに高木所蔵離縁状―）（『専修法学論集』第一〇二号、二〇〇八年三月、九頁）。再婚許可文言の「何方へ縁組」とするところが「致内縁候とも」とあり、まさに「内縁」が縁組と同じ意味に用いられたもので、東日本でも離縁状のなかの「内縁」が縁組を意味することの証左である。

他の二つは明治三二年と三九年の離縁状と暇状である（拙稿「明治時代離婚法五題―高木所蔵未刊史料の紹介―」青木美智男・森謙二編『三くだり半の世界とその周辺』日本経済評論社、二〇一二年三月、五一頁）。本稿での論をふまえて、この二通にみられる「内縁」が、「所謂内縁」を意味するものと考えるに至った。